

香川県報



第 4 号

平成 16 年

1月16日(金曜日)

香川県知事 真鍋 武紀

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課） 一
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定（ ） ” ”
- 生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出（ ） ” ”
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（ ） ” ”
- 道路の位置指定（二件）（建築課） 二

公 告

- 土地改良事業の認可（土地改良課） 三
- 土地改良事業に係る換地計画の適否決定（二件）（ ） ” ”
- 土地改良事業に係る換地計画の適否決定（農村整備課）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

正 誤

- 平成十六年一月九日（香川県報第九〇九六号）香川県選挙管理委員会告示第二号中訂正
- 平成十六年一月九日（香川県報第九〇九六号）香川県選挙管理委員会告示第二号中訂正

告 示

●香川県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年一月十六日

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成四、一一、二四	荒木歯科医院	荒木 正俊	観音寺市観音寺町甲一〇九三
平成一一、一二、二〇	庵治歯科診療所	堀 英代	木田郡庵治町七〇九一一
平成二四、九、三〇	入江歯科医院	入江 秀明	坂出市新浜町一一八

●香川県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年一月十六日

香川県知事 真鍋 武紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、九、八	長寿閣デイサービス さぬき市長尾名字 西ノ谷一四三三番 地一	特定非営利活動法人長寿社会支援協会 高松市栗林町三丁目四番三号新名ビル二階	通所介護

●香川県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十六年一月十六日

香川県知事 真鍋 武紀

休 止 年 月 日	事業所(施設)の 名称及び所在地	事業者(開設者) の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、八、一	株式会社コムスン 国分寺町ケアセン ター 綾歌郡国分寺町新 居一七九二一東 城ビル二F(B室)	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一 号 六本木ヒルズ森 タワー	居宅介護支援
平成一五、九、一五	せとうち福祉サ ービス三豊事務所 三豊郡高瀬町大 字 下勝間一六八一 一	株式会社せとうち 福祉サービス 三豊郡詫間町大 字 詫間五八一番地 一	居宅介護支援
平成一五、一一、一	株式会社コムス ン 観音寺ケアセン ター 観音寺市観音寺 町 甲一五三五一六 九十九ビル二〇 一	株式会社コムス ン 東京都港区六本 木 六丁目一〇番一 号 六本木ヒルズ森 タワー	福祉用具貸与
平成一五、一一、二〇	龍王山介護サ ービス 三豊郡詫間町大 字 詫間六七八二番 地 二五	有限会社龍王山 三豊郡詫間町大 字 松崎一八一七番 地	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援

●香川県告示第十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年一月十六日

廃 止 年 月 日	事業所(施設)の 名称及び所在地	事業者(開設者) の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、九、六	松井病院デイケ ア センター 観音寺市黒町七 六六	医療法人深田記 念 会 観音寺市黒町七 三九番地	通所リハビリテ ーション

●香川県告示第十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年一月十六日

一 指定 番号 長土指道 第二十四号

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定 年月日 平成十五年十二月二十六日

三 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字南福万一三七七―二

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・三六メートル(四・四五メートル

延長 一一・四三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年一月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 番 号 善土指道 第十六号

二 指 定 年 月 日 平成十五年十二月二十六日

三 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市田村町字道西一五六八―一

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 四・〇〇メートル及び五・〇〇メートル

延長 二三・八四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年一月五日認可した。

平成十六年一月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業葛谷北地区
〃	単独県費補助土地改良事業市場からと地区
高松市一宮土地改良区	単独市費補助土地改良事業上成合地区

●香川県公告第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、坂出市府中町土地改良区の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（区画整理事業）打越地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十六年一月二十一日から同年二月十日まで縦覧に供する。

平成十六年一月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、坂出市奥池土地改良区の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（区画整理事業）奥池地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十六年一月二十一日から同年

二月十日まで縦覧に供する。

平成十六年一月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、綾歌町の土地改良事業（農村総合整備統合補助事業（区画整理事業）岡田地区（室塚団地））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十六年一月二十一日から同年二月十日まで縦覧に供する。

平成十六年一月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市府中町字綾坂八七四―二、八七五―一、八七五―六及び乙八七六―七
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂出市府中町九八一番地一
亀山 浩一

正 誤

平成十六年一月九日（香川県報第九〇九六号）香川県選挙管理委員会告示第二号中訂正

九ページ	上段	正	誤
自由民主党香川県第一選挙区支部	政治団体の名称	一 政党の支部	一 政党の支部
		異動事項	新
主たる事務所の所在地	高松市古新町四―三	高松市古新町四―三	旧
			高松市福岡町三―一

平成十六年一月九日(香川県報第九〇九六号)香川県選挙管理委員会告示第三号中訂正

九ページ		上段	
正	誤		
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。	政治団体の名称	異動事項	
	自由民主党香川県第一選挙区支部	主たる事務所 の所在地	新 高松市古新町四―三 旧 高松市福岡町三―一 二―一七

